

社会福祉法人 富士吉田市社会福祉事業団

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：男性職員・女性職員ともに取得率100%の維持

<対策> 令和8年4月～ 計画期間中継続して実施

- ① 育児・介護休業制度の周知を行う。
- ② 業務分担の見直し等により、取得しやすい職場環境を整備する。
- ③ 取得前後の面談等により、円滑な取得・復帰を支援する。

目標2：所定時間外労働を令和7年度実績比で10%削減

<対策> 令和8年4月～ 計画期間中継続して実施

- ① 業務内容の見直しやICT活用により効率化を図る。
- ② ノー残業デーの設定等により、時間外労働を削減する。
- ③ 勤務状況を把握し、長時間労働の是正に取り組む。